一二〇二・四一	殻付きのもの	WO	
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	CC	
一二〇三・〇〇	コプラ	WO	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	CC	
一二〇五・〇〇	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	WO	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	CC	
一二〇七・〇〇	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	WO	
一二〇八・〇〇	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	CTH	
一二〇九・〇〇	播（は）種用の種、果実及び胞子	CC	
一二一〇・〇〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	CC	
一二一一・一〇	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
一二一一・二〇	おたねにんじん	WO	
一二一一・三〇	コカ葉	WO	
一二一一・四〇	けしがら	WO	
一二一一・九〇	その他のもの	CC	
一二一二・一一	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	CC	
一二一二・一二			
一二一二・一三	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	CC	
一二一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルービン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	CC	
一二一三			
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	CC	
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
一三〇二・一一	生あへん	CC	
一三〇二・一二	植物性の液汁及びエキス		
一三〇二・一三	第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	CC	
一三〇二・一九	その他のもの	CC（第一二一一・二〇号の材料からの変更を除く。）	
一三〇二・三一	寒天	CC	
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	CC	
一三〇二・三九	その他のもの	CC	
一四	第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	CC	
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
一五	第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五・〇一	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	CC	
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	CC	
一五・〇三	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	CC	
一五・〇四	魚又は海棲哺（ほ）乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC	
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	CC	
一五・〇六	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC	
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	CC	
一五〇七・九〇	その他のもの	CC又はRVC四〇	
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC	
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC	
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC	
一五一〇・〇〇	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・一一			
一五一一・一〇	粗油	WO	